

坂水給発第345号
令和4年4月19日

各指定給水装置工事事業者様

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
企業長 齊藤芳久
(公印省略)

給水装置工事しゅん工検査の受検について（通知）

現在、給水装置工事のしゅん工検査について、購入者への引渡し後の受検となっている現場が数多くみられます。

引渡し後のしゅん工検査受検は、新居にて生活を始められたお客さまにご迷惑をおかけするのみでなく、それまでの間、当該物件を購入されたお客さまは未検査の給水装置により水道水の供給を受けることになり、給水装置工事の信頼を失墜させる行為といえます。

つきましては、今後、給水装置工事のしゅん工検査を受検する際は、修繕や井水切替等やむを得ない場合を除き、必ず購入者への引渡し前に受検してください。

お客さまから委任を受け、給水装置工事を施行する指定給水装置工事事業者として、適正な工事施行に努めてください。

問合せ先
坂戸、鶴ヶ島水道企業団
給水課給水担当
049-283-1954